

平成19年11月30日制定
平成21年 6月 1日改訂
平成22年 2月 1日改訂
平成22年 4月 1日改訂
平成22年 6月 1日改訂
平成23年 4月 1日改訂
平成23年11月 7日改訂
平成25年10月 1日改訂
平成27年 4月 1日改訂
平成27年 6月 1日改訂
平成28年 3月14日改訂
平成28年 5月18日改訂
平成28年 6月10日改訂

一般財団法人日本建築センター 住宅性能評価業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この住宅性能評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人日本建築センター（以下「財団」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下「評価の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時15分から午後5時45分までとする。

2 評価の業務の休日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 評価の業務を行う時間及び休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に財団と申請者等との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 本部の所在地は、東京都千代田区神田錦町一丁目9番地とする。

2 大阪事務所の所在地は、大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号とする。

(評価の業務を行う区域)

第5条 住宅性能評価の業務区域は日本全域とする。

2 本部の業務区域は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、

3 大阪事務所の業務区域は、富山県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の全域とする。

- 4 申請者が希望した場合において財団との協議が整った場合及び緊急の場合においては、本部の業務を大阪事務所で、大阪事務所の業務を本部で行うことができるものとする。

(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第6条 財団は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種類のうち、別紙1「評価の業務を行う住宅の種類」に係るものについて、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条各号に定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）の申請者は、財団に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書（別記様式EF-01の書面が添付されたものに限る。）
 - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第5項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
 - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、当財団が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）
- 2 申請者は、財団が認めた場合にあつては、前項第3号に規定する図書の提出期限を財団が指定する日まで延期することができる。
 - 3 財団が申請に係る住宅について建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）第6条の2第1項に定める確認を併せて行う場合で、当該確認の申請に際して提出された図書に、第1項第2号の図書で明示すべき事項が記載されているものがあるときは、当該図書をもって第1項第2号の中の該当する図書に代えることができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価の申請者は、財団に対し、第1項第1号に掲げる図書、第1項第2号及び第3号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、当財団において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）
 - 5 財団は、前各項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（財団の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。

(設計住宅性能評価の申請の受理及び契約)

第8条 財団は、設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項を確認し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が第6条に定める評価の業務の範囲に該当するものであること。
 - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 財団は、前項の確認により設計評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
 - 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、財団は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
 - 4 財団は、第1項により設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に承諾書（別記様式EF-02）を交付する。この場合、申請者と財団は別に定める住宅性能評価業務約款ER-02（以下「評価業務約款」という。）に基づき設計住宅性能評価に係る契約を締結したものとする。
 - 5 前項の評価業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、財団の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を財団に提供しなければならないこと。
- (2) 評価料金に関する事項のうち、評価料金の支払期日に関すること。
- (3) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）に関すること。
 - ロ 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他財団の責めに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者と協議の上、期日を変更できること。
- (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大幅に変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - ロ 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、財団に書面をもって通知することにより、当該契約を解除できること。
 - ハ 申請者は、財団が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであること、その他の財団の責めに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - ニ 財団は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者の責めに帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - ホ ニの規定により契約を解除した場合においては、評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (5) 財団が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - ロ 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - ハ 設計評価提出図書に虚偽があること、その他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

（設計住宅性能評価）

- 第9条 財団は、法、これに基づく命令及び告示並びに性能評価マニュアル（法第13条に規定する「登録講習機関が行う講習」のテキスト又はこれと同等のものとして財団が作成したもの）に従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者（以下「評価補助員」という。）は、評価員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
 - 3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、設計評価提出図書の説明、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
 - 4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。
 - 5 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、財団は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

（設計住宅性能評価の申請の取下げ）

- 第10条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届（別記様式E F - 03）を財団に提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、財団は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

（設計評価提出図書の変更）

- 第11条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅が計画変更された場合においては、その旨及び変更の内容について財団に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、財団が変更の内容が大幅であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

(設計住宅性能評価書の交付)

第12条 財団は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書（別記様式E F - 0 4）を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
 - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他財団の責めに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (5) 評価料金が支払い期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別紙2に定める方法に従う。
- 3 財団は、第1項各号のいずれかに該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対して施行規則別記第6号様式の通知書を交付する。
- 4 第1項及び前項の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第13条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、検査時期（住宅性能評価のための検査を行うべき時期として評価方法基準に定められたものをいう。以下同じ。）のうち最初のもの後の工程に係る工事を開始するまでに、財団に対し、次の各号（財団において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、第2号を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）（別記様式E F - 0 5の書面が添付されたものに限る。）
 - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
 - (3) 施工状況報告書（別記様式E F - 1 6）の様式
 - (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証のうち最後に交付されたものの写し
- 2 当該申請に係る住宅の計画に係る確認のうち最後のものを行った者が財団である場合においては、申請者は、前項第4号の図書の提出を要しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、財団に対し、第1項第1号に掲げる図書、第1項第2号及び第3号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、当財団において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）
- 4 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、財団に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）（施行規則別記第8号様式）（別記様式E F - 0 5の書面が添付されたものに限る。）
 - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
 - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
 - (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあつては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
 - (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあつては、施行規則第15条第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したのものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 5 申請者は、第1項、第3項及び前項に掲げる図書が整っていない場合であっても、財団に対し、建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 6 第1項、第3項又は第4項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）

の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

(建設住宅性能評価の申請の受理及び契約)

第14条 財団は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を確認し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務の範囲に該当するものであること。
- (2) 建設評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 建設評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 建設評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 財団は、前項の確認により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、財団は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。

4 財団は、第1項により建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に承諾書(別記様式EF-02)を交付する。この場合、申請者と財団は別に定める評価業務約款に基づき建設住宅性能評価に係る契約を締結したものとする。

5 前項の評価業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。

(1) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの。

イ 申請者は、財団の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を財団に提供しなければならないこと。

ロ 申請者は、財団の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。

(2) 評価料金に関する事項のうち、評価料金の支払期日に関すること。

(3) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。

イ 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。

ロ 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他財団の責めに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者と協議の上、期日を変更できること。

ハ 申請に係る住宅が建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合で、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを財団に提出しないときは、業務期日を延期することができること。

ニ 第15条第4項又は第5項の規定により工事が中断した場合は、業務期日を延期することができること。

(4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。

イ 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大幅に変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。

ロ 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、財団に書面をもって通知することにより、当該契約を解除できること。

ハ 申請者は、財団が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の財団の責めに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

ニ 財団は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者の責めに帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

ホ ニの規定により契約を解除した場合においては、評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(5) 財団が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。

イ 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。

ロ 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。

ハ 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うこ

とができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

- 第15条 財団は、法、これに基づく命令及び告示並びに性能評価マニュアル（法第13条に規定する「登録講習機関が行う講習」のテキスト又はこれと同等のものとして財団が作成したもの）に従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
 - 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、建設評価提出図書の説明、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
 - 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
 - 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
 - 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、財団は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

- 第16条 申請者は、財団に対し、検査対象工程（検査時期に行われるべき検査の対象となる工程をいう。以下同じ。）に係る工事が完了する日又は完了した日を「検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知書」（別記様式 EF-35）により通知しなければならないものとする。
- 2 財団は、前項の規定による通知を受理したときは、申請者と協議のうえ、検査時期における検査の予定日を同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内の日にあらかじめ定めるものとし、当該予定日（財団又は申請者の都合により、予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
 - 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書（以下単に「施工状況報告書」という。）を財団に提出しなければならないものとする。
 - 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書（以下「施工関連図書」という。）を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
 - 5 財団は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取下げ)

- 第17条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げの場合においては、その旨を記載した取り下げ届（別記様式 EF-03）を財団に提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、財団は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

- 第18条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容について財団に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、財団が変更の内容が大幅であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

- 第19条 財団は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書（別記様式 EF-06）を交付する。
- (1) 建設評価提出図書、施工状況報告書若しくは施工関連図書（以下「建設評価提出図書等」という。）に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

- (2) 建設評価提出図書等に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
 - (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りでない
 - (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他財団の責に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (6) 評価料金が支払い期日までに支払われていないとき。
- 2 第12条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
 - 3 財団は、第1項各号のいずれかに該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対して施行規則別記第11号様式の通知書を交付する。
 - 4 第12条第4項の規定は、第1項及び前項の交付について準用する。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

- 第20条 理事長は、評価の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
 - 3 既存住宅に係る住宅性能評価の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
 - 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

- 第21条 理事長は、評価員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。
- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(評価員の配置)

- 第22条 評価の業務を実施させるため、評価員を本部に3名以上、大阪事務所に1名以上配置する。
- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならない。
 - 3 大阪事務所の評価員が病気等の事情により、評価の業務を実施できない場合にあつては、大阪事務所において本部の評価員が臨時に評価の業務を行う。この場合において、緊急のとき等にあつては、本部において当該評価の業務を行う。
 - 4 財団は、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価の業務を適切に実施することが困難となった場合にあつては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

- 第23条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回以上、財団の行う評価の業務に関する研修会に参加させるものとする。
- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させる又は財団の行う研修会に参加させるものとする。

(評価の業務の実施及び管理の体制)

- 第24条 評価の業務に従事する職員（第22条第1項の規定により配置された評価員（以下「評価員」という。）を含む。以下同じ。）を、本部に4人以上、大阪事務所に2人以上配置する。
- 2 財団は、確認検査部長を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。

3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証明書の携帯)

第25条 評価の業務に従事する職員が、建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

2 前項の証明書の様式は、別記様式E F - 07による。

(秘密保持義務)

第26条 財団の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、法第14条の規定に従い、評価の業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金の収納)

第27条 申請者は、別紙3に定める評価料金を、銀行振込みにより納入する。ただし、申請者の要望により財団が認める場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は、申請者の負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

第28条 財団は、次の各号に掲げる申請の場合においては、実費を勘案して当該申請の評価料金を減額することができる。

- (1) 設計住宅性能評価の申請の場合で、当該申請に係る住宅の計画に住宅型式性能認定を受けた型式（平成12年建設省告示第1655号第1号に掲げる住宅に係るものに限る。）に適合する部分を含む場合。ただし、その申請において当該型式に係る住宅型式性能認定書の写し（当財団が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (2) 設計住宅性能評価の申請の場合で、財団が当該申請に係る住宅の計画について建築基準法第6条の2第1項の確認を併せて行う場合。
- (3) 設計住宅性能評価の申請の場合で、財団が当該申請に係る住宅の計画について建築基準法第68条の2第3項の規定に基づく性能評価を併せて行う場合。
- (4) 設計住宅性能評価の申請の場合で、財団が当該申請に係る住宅の計画について法第59条第1項の規定に基づく試験を併せて行う場合。
- (5) 建設住宅性能評価の申請の場合で、財団が当該申請に係る住宅の工事について建築基準法第7条の2第1項及び同法第7条の4第1項の検査を併せて行う場合。
- (6) 同一の申請者が、1年間に評価対象住戸数100戸以上の申請を行う場合。
- (7) 共同住宅等で、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価を効率的に実施できる場合（類似の複数棟の申請により設計図書が高度に標準化されている場合等）。
- (8) 第7条第5項及び第13条第6項の規定に基づく電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクを用いて申請書等を作成し、提出するとき。

(評価料金の返還)

第29条 収納した評価料金は返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第30条 財団は、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雑 則

(登録の区分等の揭示)

第31条 財団は、法第17条の規定に従い、登録の区分その他の施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程の公開)

第32条 財団は、本規程を評価の業務を行う全ての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した財団のホームページ (<http://www.bcj.or.jp/>) において公開するものとする。

(財務諸表の備付け)

第33条 財団は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財務諸表(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書をいう。以下同じ。)を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表に係る閲覧等の請求)

第34条 利害関係人は、財団の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号及び第4号後段の請求をする場合は1頁につき20円(税込)を、第4号前段(b)の請求をする場合は1枚につき100円(税込)を、それぞれ支払わなければならないものとする。

- (1) 書面をもって作成された財務諸表の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前号の書面の謄本若しくは抄本又は当該書面を複写したものの請求
 - (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、財団が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第18条第2項第4号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
- 2 前項第4号の(a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルに記録された情報を出力することにより書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第35条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第19条第1項の帳簿 財団が評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計評価提出図書(設計住宅性能評価に要したものに限り、次号に掲げる書類と同一のものを除く。)、設計住宅性能評価書の写し及び承諾書の控え 設計住宅性能評価書を交付した日から5年間
- (3) 建設評価提出図書(建設住宅性能評価に要したものに限る。)、施工状況報告書、建設住宅性能評価書の写し及び承諾書の控え 建設住宅性能評価書を交付した日から20年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第36条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中であっては審査のため特に必要のある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。
- 3 前項の規定に基づき帳簿、図書等を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は磁気ディスクのデータを原本として扱うものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第37条 財団は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価の業務に関する公正の確保)

第38条 理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は、当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は、当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 理事長、役員及びその職員（評価員を含む。）の一部が、現在又は過去二年間に財団以外の組織の役員又は職員であり、かつ、その組織が次のいずれかに該当する業務を行った場合において、当該一部の役員又は職員（評価員を含む。）は、当該申請に係る住宅性能評価の業務を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)又は(4)に掲げる業務を行った場合

4 評価員又は財団の役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第39条 財団は、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間1億円以上であり、このうち地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていない保険金額が年間50百万円以上であるもの）を締結するものとする。

2 前項の保険契約は、次に掲げる業務に関し支払うことのある損害賠償のための保険を含んだものとする。

- (1) 法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関として行う、法第31条第1項の住宅型式性能認定、同条第3項の規定による公示、法第33条第1項の型式住宅部分等製造者の認証、同条第3項の規定による公示及び法第36条第1項の認証の更新の業務
- (2) 法第59条第1項に規定する登録試験機関として行う試験の業務
- (3) 建築基準法第77条の18から第77条の21までに規定する指定確認検査機関として行う、確認、中間検査及び完了検査の業務
- (4) 建築基準法第77条の36から第77条の39までに規定する指定認定機関として行う型式適合認定、型式部材等製造者の認証及びその認証の更新の業務
- (5) 建築基準法第77条の56に規定する指定性能評価機関として行う評価の業務
- (6) その他財団が自主業務として行う技術評価の業務

(事前相談)

第40条 申請者は、その申請に先立ち、財団に事前相談をすることができる。この場合においては、財団は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則) この規程は、平成19年12月17日より施行する。

(附則) この規程は、平成21年6月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成22年2月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成22年4月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成22年6月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成23年4月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成23年11月7日より施行する。

(附則) この規程は、平成25年10月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成27年4月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成27年6月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成28年4月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成28年6月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成28年6月10日より施行する。

別紙1 <規程第6条関係>

評価の業務を行う住宅の種類

以下の各項のいずれかに該当する住宅

1. 建築基準法第68条の25の規定に基づく構造方法等の認定及び同法第68条の26の規定に基づく特殊構造方法等の認定を受けて建築される住宅
2. 以下の各号に掲げる住宅
 - (1) 高さが3.1mを超え6.0m以下の住宅
 - (2) 延べ面積が500㎡を超える住宅
 - (3) 高さと同辺方向の幅との比が6を超える鉄骨造の住宅
 - (4) 高さと同辺方向の幅との比が4を超える鉄筋コンクリート造の住宅
 - (5) 4層以上にわたって片側土圧を受ける住宅又は高さ方向に1.0m以上にわたって片側土圧を受ける住宅
 - (6) 構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした住宅
 - (7) 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が36N/㎠以上のコンクリートを使用する住宅
3. 建築基準法施行令第82条の5に規定する「限界耐力計算」及び同令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算、並びに同令第108条の3に規定する「耐火性能検証法」、同令第129条に規定する「階避難安全検証法」及び同令第129条の2に規定する「全館避難安全検証法」により設計が行われた住宅
4. 建築基準法施行令第80条の2の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術的基準（平成12年建設省告示第2009号、平成14年国土交通省告示第463号、平成14年国土交通省告示第464号、平成14年国土交通省告示第666号、平成17年国土交通省告示第631号に限る。）に従った構造の住宅
5. 第1項から第4項のいずれかに該当する住宅（財団が住宅性能評価を行うものに限る。）と同一敷地内にある別棟の住宅若しくは隣接、近接敷地にあり一体的に計画される住宅又は同一申請者により同時期に申請（申請に係る契約を含む）される住宅

別紙2 <規程第12条第2項関係>

設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価書の交付番号の付番方法

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3桁目	014
4～5桁目	01：本部 02：大阪事務所
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅）
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別紙3 <規程第27条関係>

住宅性能評価業務に係る料金表

財団が実施する住宅性能評価業務に係る料金について、必要な事項を定める。
 なお、以下に定める料金は、別途消費税を加算する。

1. 設計住宅性能評価料金

(1) 必須評価事項のみに係る料金は、1申請につき、表1に掲げる額とする。

表1

種別	延べ面積	料金（税抜）
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	37,000円
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	49,000円
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	66,000円
	500㎡を超えるもの	90,000円
共同住宅等	500㎡以内のもの	120,000+M×8,000円
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	140,000+M×8,000円
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	170,000+M×8,000円
	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	245,000+M×7,000円
	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	385,000+M×6,000円
	50,000㎡を超えるもの	650,000+M×5,500円

この表において、Mは評価対象住戸数を表すものとする（以下同じ）。

(2) 表2の申請評価事項が含まれている場合は、表2の該当する申請評価事項の額にその申請評価事項を選択した住戸数を乗じた額を加算する。

表2

種別	延べ面積	料金（税抜）				
		申請評価事項				
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		2. 火災時の安全に関すること	4-4更新対策（住戸専用部） 6. 空気環境に関すること	7. 光・視環境に関すること	9. 高齢者等への配慮に関すること 10. 防犯に関すること	5-2. 一次エネルギー消費量等級
一戸建ての住宅		5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	15,000円
共同住宅等	500㎡以内のもの	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	4,000円
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	4,000円
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	4,000円
	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	800円	800円	800円	800円	2,000円
	50,000㎡を超えるもの	700円	700円	700円	700円	1,500円

(3) 音環境の評価事項が含まれている場合は、表3の該当する欄の額に音環境を評価する住戸数を乗じた額を加算する。

表3

種別	延べ面積	料金(税抜)			
		音環境の評価事項			
		8-1.重量床 衝撃音対策	8-2.軽量床 衝撃音対策	8-3.透過損失 等級(界壁)	8-4. 透過損失等級 (外壁開口部)
一戸建ての住宅		—	—	—	1,000円
共同住宅等	500㎡以内のもの	700円	600円	600円	600円
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	700円	600円	600円	600円
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	700円	600円	600円	600円
	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	700円	600円	600円	600円
	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	500円	500円	500円	500円
	50,000㎡を超えるもの	500円	500円	500円	500円

(4) 5-1 断熱等性能等級の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率を明示する場合は、数値を明示する住戸数に2,000円を乗じた額を加算する。また、一次エネルギー消費量等級の床面積当たりの一次エネルギー消費量を明示する場合は、(2)で算出した額に、数値を明示する住戸数に2,000円を乗じた額を加算する。

(5) 既に設計住宅性能評価書が交付された住宅で、その計画を変更する場合(上記(2)から(4)の評価事項を追加・取止めを行う場合を除く)は、以下により算出した額(算出した額が1通につき3,000円を下回る場合は3,000円(税抜)とする。)とする。ただし、当財団以外の者から設計住宅性能評価書が交付された住宅で、その計画を変更する場合は、新たに設計住宅性能評価の申請を受けたものとして(1)から(4)で算出した額とする。

1) 一戸建ての住宅では、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号で算出した額とする。

① 構造の安定又は温熱環境・エネルギー消費量に関する評価事項の変更の場合

表1で算出した額に2分の1を乗じた額

② ①以外の変更の場合

表1で算出した額に3分の1を乗じた額

2) 共同住宅等では、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号で算出した額とする。

① 住棟に係る変更の場合

設計住宅性能評価に係る住棟料金(表1の共同住宅等に掲げる計算式の第1項の料金をいう。)に2分の1を乗じた額

② 住戸に係る変更(以下の③から⑤の場合を除く)の場合

設計住宅性能評価に係る戸当料金(表1のMに乘じる料金をいう。以下同じ)の2分の1の額に、変更する住戸数を乗じた額

③ 上記(2)に係る変更の場合

表2の該当する申請評価事項の2分の1の額に、変更する住戸数を乗じた額

④ 上記(3)に係る変更の場合

表3の該当する音環境の評価事項の2分の1の額に、変更する住戸数を乗じた額

⑤ 上記(4)に係る変更の場合

変更した数値を明示する住戸数に2,000円を乗じた額

(6) 既に財団から設計住宅性能評価書が交付された住宅で、その計画に(2)から(4)の評価事項を追加・取止めを行う場合は、(2)から(4)で算出した額とする。また、5-1 断熱等性能等級を追加する場合は、表1の戸当料金の額に断熱等性能等級を追加する住戸数を乗じた額とする。

2. 建設住宅性能評価料金（新築住宅）

(1) 必須評価事項のみに係る料金は、1申請につき、表4に掲げる額とする。

表4

種別	延べ面積	料金（税抜）
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	116,000円
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	151,000円
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	217,000円
	500㎡を超えるもの	351,000円
共同住宅等	500㎡以内のもの	$N \times 61,000 + M \times 14,000$ 円
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	$N \times 88,000 + M \times 14,000$ 円
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	$N \times 107,000 + M \times 14,000$ 円
	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	$N \times 170,000 + M \times 12,000$ 円
	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	$N \times 200,000 + M \times 11,000$ 円
	50,000㎡を超えるもの	$N \times 350,000 + M \times 9,500$ 円

この表において、Nは検査回数を、Mは評価対象住戸数を表すものとする（以下2.において同じ）。

(2) 表5の申請評価事項が含まれている場合は、表5の該当する申請評価事項の額にその申請評価事項を選択した住戸数を乗じた額を加算する。

表5

種別	延べ面積	料金（税抜）			
		申請評価事項			
		イ	ロ	ハ	
		7.光・視環境に関する こと	9.高齢者等への配慮 に関すること 10.防犯に関すること	5-2.一次エネルギー消費 量等級	
一戸建ての住宅（すべて）		4,000円	4,000円	10,000円	
共同住宅等	500㎡以内のもの	1,000円	1,000円	2,500円	
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	1,000円	1,000円	2,000円	
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	1,000円	1,000円	2,000円	
	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	1,000円	1,000円	1,500円	
	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	900円	900円	1,500円	
	50,000㎡を超えるもの	800円	800円	1,500円	

(3) 音環境の評価事項が含まれている場合は、表6の該当する欄の額に音環境を評価する住戸数を乗じた額を加算する。

表6

種別	延べ面積	料金（税抜）			
		音環境の評価事項			
		8-1.重量床 衝撃音対策	8-2.軽量床 衝撃音対策	8-3.透過損失 等級（界壁）	8-4. 透過損失等級 (外壁開口部)
一戸建ての住宅		—	—	—	1,000円
共同住宅等	500㎡以内のもの	500円	500円	500円	500円
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	500円	500円	500円	500円
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	500円	500円	500円	500円
	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	500円	500円	500円	500円
	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	400円	400円	400円	300円
	50,000㎡を超えるもの	400円	400円	400円	300円

(4) 室内環境の評価事項が含まれている場合は、表7の該当する欄の額に空気環境を評価する住戸数を乗じた額を加算する。

表7

測定住戸数 (近接地で同一時期に測定できる住宅とする。)	料金 (税抜)	
	空気環境の評価事項	
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	
	ホルムアルデヒドのみの測定	ホルムアルデヒドに加えトルエン、キシレン、エチルベンゼン、及びスチレンいずれか又は全部の測定を行う場合
2以下	40,000円	50,000円
3～5	35,000円	45,000円
6～10	30,000円	40,000円
11～30	25,000円	35,000円
31以上	24,000円	34,000円

(5) 共同住宅等の建設住宅性能評価において、住戸毎に定まる性能についての検査に際し、申請者が評価対象住戸の総数の10分の1を超える住戸について目視又は計測を行うことを希望する場合は、(1)で算出した額に、表4の戸当料金(表4の共同住宅等に掲げる計算式においてMに乘じることとされている額をいう。以下同じ)に割増す戸数(目視又は計測を行うことを希望する戸数から評価対象住戸の総数の10分の1(1未満の端数は切り上げる。)の戸数を減じた戸数のことをいう。)を乗じた額を加算する。

(6) 既に建設住宅性能評価書が交付された住宅で、その建設工事を変更する場合(上記(2)から(4)の評価事項を追加・取止めを行う場合を除く)は、以下により算出した額の合計とする。ただし、当財団以外の者から建設住宅性能評価書が交付された住宅で、その建設工事を変更する場合は、新たに建設住宅性能評価の申請を受けたものとして(1)から(5)で算出した額とする。

- 1) 一戸建の住宅では、(1)で算出した額に4分の1を乗じた額とする。
- 2) 共同住宅等では、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号で算出した額に30,000円(税抜)(①に該当するものがある場合は無料)を加算した額とする。

①住棟に係る変更の場合

表4の検査回数Nに乘じる料金に2分の1を乗じた額

②住戸に係る変更(以下の③から⑤の場合を除く)の場合

建設住宅性能評価に係る戸当料金(表4の共同住宅等に掲げる計算式においてMに乘じることとされている額をいう。以下同じ)の2分の1に、変更する住戸数を乗じた額

③上記(2)に係る変更の場合

表5の該当する申請評価事項の額の2分の1に、変更する住戸数を乗じた額

④上記(3)に係る変更の場合

表6の該当する音環境の評価事項の額の2分の1に、変更する住戸数を乗じた額

⑤上記(4)に係る変更の場合

表7の該当する空気環境の評価事項の額に、変更する住戸数を乗じた額

(7) 既に財団から建設住宅性能評価書が交付された住宅で、その計画に(2)から(4)の評価事項を追加・取止めを行う場合は、(2)から(4)で算出した額とする。また、5-1 断熱等性能等級を追加する場合は、表4の戸当料金の額に断熱等性能等級を追加する住戸数を乗じた額とする。

(8) 建設住宅性能評価において、申請者の求めによって再検査(検査において財団が不適合と認めた事項の是正状況を確認するために再度行う検査をいう。)を行う場合の追加料金の額は、再検査1回につき、検査回数Nに乘じる料金に2分の1を乗じた額とする。

(9) 当財団以外の者から設計住宅性能評価書が交付された住宅の建設住宅性能評価料金は、(1)で算出した額に、設計住宅性能評価料金の2分の1の額を加算する。

(10) 建設住宅性能評価の対象となる工事の検査を行う場所が、検査を現に行う者の在勤地より50kmを越える場合は、別に定める「一般財団法人日本建築センター確認検査業務等出張費規定」

により算出した額の出張費を加算する。

3. 建設住宅性能評価料金（既存住宅）

（１）一戸建ての住宅の現況検査に係る料金は、表８に掲げる額とする。

表 8

延べ面積	料金（税抜）
100㎡以内のもの	264,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	284,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	340,000円
500㎡を超えるもの	354,000円

（２）一戸建ての住宅の個別性能に係る料金は、以下によります。

１）建設住宅性能評価（新築住宅）を受けた住宅の場合は、表９に掲げる額とする。

表 9

個別性能項目	料金（税抜）			
	延べ面積			
	100㎡以内のもの	100㎡を超え200㎡以内のもの	200㎡を超え500㎡以内のもの	500㎡を超えるもの
1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	33,000円	44,000円	59,000円	81,000円
1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）				
1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）				
1-4 耐風等級 （構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）				
1-5 耐積雪等級 （構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）				
1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法				
1-7 基礎の構造方法及び形式等				
2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	5,000円	6,000円	7,500円	9,000円
2-4 脱出対策（火災時）	5,000円	6,000円	7,500円	9,000円
2-5 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部））	5,000円	6,000円	7,500円	9,000円
2-6 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外））	5,000円	6,000円	7,500円	9,000円
3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	5,000円	6,000円	7,500円	9,000円
4-1 維持管理対策等級（専用配管）	5,000円	6,000円	7,500円	9,000円
5-1 断熱等性能等級	5,000円			
5-2 一次エネルギー消費量等級	5,000円			
6-3 換気対策（局所換気対策）	5,000円	6,000円	7,500円	9,000円
7-1 単純開口率	5,000円	6,000円	7,500円	9,000円
7-2 方位別開口比	5,000円	6,000円	7,875円	9,000円
9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	5,000円	6,000円	7,500円	9,000円
10-1 防犯性能	5,000円	6,000円	7,500円	9,000円

2) 建設住宅性能評価（新築住宅）を受けていない住宅に係る料金は、表10に掲げる額とする。
表10

個別性能項目	料金（税抜）			
	延べ面積			
	100㎡以内のもの	100㎡を超え200㎡以内のもの	200㎡を超え500㎡以内のもの	500㎡を超えるもの
1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	49,000円	66,000円	88,000円	121,000円
1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）				
1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）				
1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）				
1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）				
1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法				
1-7 基礎の構造方法及び形式等				
2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	10,000円	12,000円	15,000円	18,000円
2-4 脱出対策（火災時）	10,000円	12,000円	15,000円	18,000円
2-5 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部））	10,000円	12,000円	15,000円	18,000円
2-6 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外））	10,000円	12,000円	15,000円	18,000円
3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	40,000円	60,000円	80,000円	100,000円
4-1 維持管理対策等級（専用配管）	10,000円	12,000円	15,000円	18,000円
5-1 断熱等性能等級	30,000円			
5-2 一次エネルギー消費量等級	30,000円			
6-3 換気対策（局所換気対策）	10,000円	12,000円	15,000円	18,000円
7-1 単純開口率	10,000円	12,000円	15,000円	18,000円
7-2 方位別開口比	10,000円	12,000円	15,000円	18,000円
9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	10,000円	12,000円	15,000円	18,000円
10-1 防犯性能	10,000円	12,000円	15,000円	18,000円

(3) 共同住宅等の現況検査に係る料金は、表11に掲げる額とする。ただし、既に財団で行った共用部分関係評価結果がある場合（有効期限内の「共用部分 検査・評価シート」等に限る。）は、表11の共用部分の料金に2分の1を乗じた額とする。

表11

延べ面積	料金（税抜）	
	現況検査（共用部分）	現況検査（専用部分）
500㎡以内のもの	260,000円	1 住戸当たり 36,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	280,000円	
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	300,000円	
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	400,000円	
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	900,000円	
50,000㎡を超えるもの	1,500,000円	

(4) 共同住宅等の個別性能に係る料金は、以下による。

1) 建設住宅性能評価（新築住宅）を受けた住宅の場合は、表12に掲げる額とする。

表12

個別性能項目	料金（税抜）					
	延べ面積					
	500㎡以内のもの	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	50,000㎡を超えるもの
1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	45,000円	55,000円	76,000円	218,000円	346,000円	706,000円
1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）						
1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）						
1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）						
1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）						
1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法						
1-7 基礎の構造方法及び形式等						
2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	1住戸あたり5,000円					
2-2 感知警報装置設置等級（他住戸火災時）	1住戸あたり5,000円					
2-3 避難安全対策等級（他住戸等火災時・共用廊下）	1住戸あたり5,000円					
2-4 脱出対策（火災時）	1住戸あたり5,000円					
2-5 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部））	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
2-6 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外））	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
2-7 耐火等級（界壁及び界床）	1住戸あたり5,000円					
3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
4-1 維持管理対策等級(専用配管)	1住戸あたり5,000円					
4-2 維持管理対策等級(共用配管)	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
4-3 更新対策（共用排水管）	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
4-4 更新対策（住戸専用部）	1住戸あたり5,000円					
5-1 断熱等性能等級	1住戸あたり5,000円					
5-2 一次エネルギー消費量等級	1住戸あたり5,000円					
6-1 換気対策（局所換気対策）	1住戸あたり5,000円					
7-1 単純開口率	1住戸あたり5,000円					
7-2 方位別開口比	1住戸あたり5,000円					
9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	1住戸あたり5,000円					
9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）	1住戸あたり5,000円					
10-1 防犯性能	1住戸あたり5,000円					

2) 建設住宅性能評価（新築住宅）を受けていない住宅の場合は、表13に掲げる額とする。

表13

個別性能項目	料金（税抜）					
	延べ面積					
	500㎡以内のもの	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	50,000㎡を超えるもの
1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	90,000円	110,000円	152,000円	327,000円	519,000円	1,059,000円
1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）						
1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）						
1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）						
1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）						
1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法						
1-7 基礎の構造方法及び形式等						
2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	1住戸あたり10,000円					
2-2 感知警報装置設置等級（他住戸火災時）	1住戸あたり10,000円					
2-3 避難安全対策等級（他住戸等火災時・共用廊下）	1住戸あたり10,000円					
2-4 脱出対策（火災時）	1住戸あたり10,000円					
2-5 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部））	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
2-6 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外））	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
2-7 耐火等級（界壁及び界床）	1住戸あたり10,000円					
3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	50,000円	80,000円	100,000円	150,000円	250,000円	300,000円
4-1 維持管理対策等級（専用配管）	1住戸あたり10,000円					
4-2 維持管理対策等級（共用配管）	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
4-3 更新対策（共用排水管）	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
4-4 更新対策（住戸専用部）	1住戸あたり10,000円					
5-1 断熱等性能等級	1住戸あたり30,000円					
5-2 一次エネルギー消費量等級	1住戸あたり30,000円					
6-1 換気対策（局所換気対策）	1住戸あたり10,000円					
7-1 単純開口率	1住戸あたり10,000円					
7-2 方位別開口比	1住戸あたり10,000円					
9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	1住戸あたり10,000円					
9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）	1住戸あたり10,000円					
10-1 防犯性能	1住戸あたり10,000円					

(5) 特定現況検査に係る評価が含まれている場合は、別途算定する実費を加算する。

(6) 室内環境（化学物質の濃度等）を評価が含まれている場合は、表7の該当する欄の額に空気環境を評価する住戸数を乗じた額を加算する。

(7) 空気環境（石綿の濃度等）を評価事項が含まれている場合は、別途算定する実費を加算する。

(8) 建設住宅性能評価を行うにあたり、設計図書等がない場合等で、必要に応じて設計図書等を財団が作成する場合は、別途算定する実費を加算する。

(9) 建設住宅性能評価の対象となる工事の検査を行う場所が、検査を現に行う者の在勤地より50 kmを越える場合は、別に定める「一般財団法人日本建築センター確認検査業務等出張費規程」により計算した額の出張費を加算する。

4. その他

(1) 規則第4条第4項及び第7条第4項の規定に基づき、住宅性能評価書を再交付するときの料金は、1通につき3,000円(税抜)とする。

(2) 住宅性能評価書記載事項のうち、技術的審査が不要な事項の変更により住宅性能評価書を再交付するときの料金は、1通につき3,000円(税抜)とする。